

いま、政府は「復興理念」を表明するとき

明治三陸地震津波災害は当時の国民人口4千万人に対し0.5%強の犠牲者を出した。この度の平成地震津波大震災は、国民人口1億2千7百万人のうち東北関東地域の約5千万人を巻き込み、その犠牲者は0.15%に達しようとしている。それは一地方の広域災害であるとともに、その対応は国家の根幹に関わる国家災害といっても良からう。被災から一週間を経ても、未だその広域巨大複合災害は進行中である。

未だ行方不明者が1万人を超えており、その捜索が継続しているが、対策は生存者の復興に向けて舵を切るべき時にある。被災者の多くは道標を失っている。明日の望みを持ち得ない状況もうかえる。このときにこそ、被災者の前方に明かりを灯し、国の内外に日本国家の復興への意志を伝えるために、国家事業としての復興への決意とその理念を表明するときである。

この大災害を生き延びた被災者のみならず、原子力発電所の災過、電力制約など全ての国民にとって、混乱と困惑の中にある時だからこそ、東北関東大震災を乗り越え、我が国が目指すべき復興の方向を明らかにすべきである。

その復興理念としては、次の三つの復興理念を提案する。

1. 日本国は、国力の全てを投じて、被災者の基本的人権を堅持し、速やかな生活の回復を推進する。
2. 日本国および日本国民は、私・民・公のもてる力を結集し、協働して、あらゆる危機を乗り越えうる地域社会と市民社会の形成を推進する。
3. 日本国および日本国民は、この大災害に学び、再度このような犠牲と被害をもたらすことのない地域と都市の復興を推進する。

この復興理念は、閣議決定によって迅速に表明すべきである。

こうした復興理念を早急に公表することによって、被災者のみならず全国民が復興への希望とそれぞれの役割を認識し、また世界経済に於ける日本の復興事業として、株安の経済状況を復興経済に向かわせ、復興市場への世界からの投資を促し、復興事業にあたっての円高効果が促されるはずである。

中林一樹

首都大学東京 教授

日本災害復興学会副会長